

令和6年度旅券・証明手数料

- 領事手数料は、政令によって円建てで規定されている額を年度毎の換算率により現地通貨に換算しています。
- 当館窓口にて申請した場合は、タイバーツでの現金納付のみとなり、オンラインにて申請された場合は、クレジットカードまたは現金納付のいずれかを選択可能です。(一部、オンライン申請を取扱っていない証明書があるため、オンライン申請の可否は下表をご確認ください。)
- **クレジットカード納付は当館を経由しない納付方法であるため、当館からの領収書(レシート)の発行が行えません。**領収書(レシート)の発行が必要な場合には、必ず現金納付をご選択下さい。また、クレジットカード納付の場合、納付する金額は下記邦貨額となります。

種 別		オンライン 申請可否	手数料	邦貨額	
旅 券	10年旅券※	○	4,010 バーツ	16,000 円	
	5年旅券※	○	2,760 バーツ	11,000 円	
	12歳未満・残存有効期間同一旅券※	○	1,500 バーツ	6,000 円	
	渡航先追加	○	400 バーツ	1,600 円	
	帰国のための渡航書	○	630 バーツ	2,500 円	
証 明	和 文	在留証明	○	300 バーツ	1,200 円
		印鑑証明	×	430 バーツ	1,700 円
		署名(及びぼ印)証明	×	430 バーツ	1,700 円
	英 文	戸籍記載事項証明	○	300 バーツ	1,200 円
		翻訳証明	×	1,100 バーツ	4,400 円
		署名証明	×	430 バーツ	1,700 円
		印章証明 ○官公署発行のもの	×	1,130 バーツ	4,500 円
		○独立行政法人、特殊法人、学校法人 (学校教育法第1条の該当校)発行のもの	×	430 バーツ	1,700 円
		運転免許証抜粋証明	○	530 バーツ	2,100 円
		公的年金受給証明	×	530 バーツ	2,100 円
		在留届出済証明	○	530 バーツ	2,100 円
		転出届出済証明	○	530 バーツ	2,100 円
		遺骨(遺体)証明	×	630 バーツ	2,500 円

※ 旅券法改正により、旅券発行後6か月以内に受領せず失効した場合で、失効後5年以内に新たな旅券を申請する際には、通常より高額の手数料が課せられます。詳細はお問い合わせください。